

北谷町宿泊事業者支援給付金交付事業のお知らせ

I. 支援給付金の概要

■ 趣旨

町内の宿泊事業者が実施する安全安心な観光地づくりのための新型コロナウイルス感染症対策に関する費用や観光客の誘客に関するプロモーション等の費用の一助となるよう北谷町宿泊事業者支援給付金（以下「支援給付金」といいます。）を交付します。

■ 対象者

旅館業法に基づき許可を受けた事業者、または、住宅宿泊事業法に基づき届出を行った事業者で、**令和3年9月1日時点で**町内に宿泊施設を持ち、現在営業している事業者が対象になります。

■ 申請受付期間

**令和3年10月1日（金）から
令和3年12月28日（火）まで（延長）**

■ 支援給付金の額

支援給付金の額は次の計算方法により算定された額とします。

- (1) 計算方法
 $\text{宿泊定員} \times 2,000\text{円 (基準額)} = \text{支援給付金の額}$
- (2) 旅館業法に基づき許可を受けた宿泊施設（旅館・ホテル等）の宿泊定員は、沖縄県に届け出ている値とします。
- (3) 住宅宿泊事業法に基づき届出を行った宿泊施設（民泊施設）の宿泊定員は、一律4人とします。
- (4) 複数宿泊施設を持っている場合は、各宿泊施設の宿泊定員を合算して適用します。
- (5) 支援給付金の額が下限額に満たない場合は、次の規定の下限額を交付します。

対象	下限額
①旅館・ホテル等を営む事業者	100,000円
②民泊施設を営む事業者	100,000円
①と②の両方を営む事業者	100,000円

II. 申請手続き等

■ 提出書類

- (1) 北谷町宿泊事業者支援給付金交付申請書兼請求書（以下「申請書兼請求書」といいます。）
- (2) 申請書兼請求書の別紙
- (3) 各宿泊施設の旅館業許可証の写しまたは住宅宿泊事業法に関する届出番号を確認できる書類の写し
- (4) 誓約書兼同意書
- (5) 支援給付金の振込口座の通帳の表紙及び表紙裏面の写し
- (6) 各宿泊施設の直近の公共料金の支払明細書の写し
- (7) 提出書類一覧兼チェックリスト

※(1)～(7)の提出書類以外にも、他の書類（宿泊施設の外観写真等）の提出を求める場合があります。

※申請書等は、北谷町ホームページからダウンロードできます。また、北谷町観光課、北谷町観光協会、北谷町商工会にも申請書等を設置してあります。

■ 提出先

〒904-0192
沖縄県中頭郡北谷町字桑江226番地
北谷町役場 建設経済部 観光課
宿泊事業者支援給付金担当宛

※申請書類の提出は、原則、**郵送**で行っていただきますようお願いいたします。

なお、切手代は申請者負担となります。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、ご協力をお願いします。

■ 詳細について

事業の詳細については、北谷町ホームページをご覧ください。事業に関するQ&Aや申請要項を掲載しております。



北谷町宿泊事業者支援給付金
交付事業ページ

北谷町 建設経済部 観光課
TEL：098-936-1234（内線3412,3413）

早めに申請して安全安心な
観光地づくりを行うたん♪

